

篠栗町下水道事業経営戦略

(平成 29 年度～令和 8 年度)



令和 5 年 3 月

篠栗町

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 策定の背景

下水道は、公共用水域の水質の保全に資するとともに、都市の健全な発達と住民の生活環境の向上に欠くことのできない重要な施設です。

篠栗町の下水道事業は、平成元年度に下水道法の事業認可を受け、平成8年度に供用を開始しました。令和3年度には536.6haのうち、536.1haを整備し終えており、維持管理や長寿命化に重点を置いた施設運用をしています。

また、会計・経理の面では、平成26年度に、地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行しており、独立採算の原則に従いながら、経営の健全化・効率化に努めています。

これまでの下水道事業は、概ね順調に事業運営されてきましたが、少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会への変化など社会の潮流は転換期を迎えており、下水道事業の今後の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されています。このため、篠栗町の下水道事業においても、経営の指針となる計画・戦略が必要とされています。

2. 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、平成26年8月の総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、事業毎に策定することが求められているもので、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となるものです。

篠栗町においても、限られた財源の中で、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も住民に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、経営戦略を策定・見直しするものです。

3. 計画期間

平成29年度～令和8年度
(中間見直し令和4年度)



篠栗町の下水道マンホール

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 事業概要

(1) 施設等

篠栗町では平成元年度から下水道工事に着手し、平成8年度には供用を開始し、平成20年度には、全体計画における整備区域を概成しています。

令和3年度末の実績で、整備率は99.9%です。住民全体のうち、下水道利用が可能な住民の割合を示す下水道普及率で、96.4%、さらにそのうち、実際にトイレを水洗化し、下水道を利用している住民の割合を示す水洗化率で、97.0%となっています。

また、トイレから出る排水やし尿、生活雑排水などは、多々良川流域下水道の計画区域である、篠栗町、粕屋町、久山町、宇美町、志免町、須恵町の6町の負担金にて福岡県が運営する、多々良川浄化センターで処理を行っています。

供用開始年度	供用開始 平成8年度（供用開始後 25年経過）		
法適、非適の区分	地方公営企業法 全部適用（平成26年4月）		
流域下水道等への接続の有無	多々良川流域下水道に接続		
下水道普及率	$\frac{\text{処理区域内人口 } 30,048\text{人}}{\text{行政区域内人口 } 31,162\text{人}} \times 100 = 96.4\%$		
水洗化率	$\frac{\text{水洗便所設置済人口 } 29,158\text{人}}{\text{処理区域内人口 } 30,048\text{人}} \times 100 = 97.0\%$		
処理区内人口密度	$\frac{\text{処理区域内人口 } 30,048\text{人}}{\text{処理区域面積 } 536.1\text{ha}} = 56.0\text{人/ha}$		
有収率	$\frac{\text{年間有収水量 } 2,647,570\text{m}^3}{\text{年間総処理量 } 2,816,534\text{m}^3} \times 100 = 94.0\%$		

(2) 使用料

下水道事業は、地方公営企業団体である町が経営する公営企業です。公営の事業として、企業性を発揮し最少の経費で最良のサービスを提供すべきであり、企業として経営の健全化・効率化に努めるだけでなく、その事業運営については、住民の理解を得る必要があります。

下水道事業において主な収益となる下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄うに足る使用料水準とし、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本です。

篠栗町では、水量に直接関係しない固定経費を賄うため基本水量を設定した従量制かつ、住民の日常生活への配慮から少量部分についての使用料を低廉なものとするため累進制の使用料体系を採用しています。

平成29年4月1日には、下水道事業の厳しい財政状況を踏まえ下水道使用料の改定を行いました。今後も、そのときどきの財政状況に応じて適切な料金体系となるよう、定期的な見直し・改定を行います。

<p>一般家庭使用料体系の概要・考え方</p>	<p>下水道使用料の体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。篠栗町は、従量制（10m³まで基本使用水量あり）の累進制使用料体系を採用しています。</p>												
<p>業務用等使用料体系の概要・考え方</p>	<p>篠栗町では、業務用等用途別の使用料体系は採用していません。</p>												
<p>条例上の使用料 (20m³あたり、税込)</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,568円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2,970円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,970円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,025円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,025円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,025円</td> </tr> </table>	平成28年度	2,568円	平成29年度	2,970円	平成30年度	2,970円	令和元年度	3,025円	令和2年度	3,025円	令和3年度	3,025円
平成28年度	2,568円												
平成29年度	2,970円												
平成30年度	2,970円												
令和元年度	3,025円												
令和2年度	3,025円												
令和3年度	3,025円												

※平成29年4月料金改定 ※令和元年10月消費税率改定

(3) 組織

篠栗町では、平成 20 年度に下水道の全体計画の整備が概成したことから、平成 21 年度には水道課と下水道課を「上下水道課」に統合しました。

平成 21 年度には上下水道課以下、15 名の職員で構成されていましたが、業務の役割等を見直した結果、令和 4 年 4 月 1 日現在は 9 名の職員で構成されています。そのうち、下水道事業の担当は、総務係 1 名、業務係 2 名です。当面の組織見直しは予定していません。

事業運営組織	上下水道 課長	1 名
	上下水道 課長補佐	1 名
	総務係	4 名
	業務係	3 名
	計	9 名

※令和 4 年 4 月 1 日現在

2. 経営指標による経営分析

視点	項目	望ましい方向	篠栗町	類似団体平均
(1) 経営の健全性	① 経常収支比率	↑	101.2%	104.6%
	② 累積欠損金比率	↓	0.0%	0.8%
	③ 流動比率	↑	47.0%	57.6%
	④ 企業債残高 対事業規模比率	↓	789.6%	1008.4%
(2) 経営の効率性	① 経費回収率	↑	100.0%	85.7%
	② 汚水処理原価	↓	163.9円	146.1円
	③ 施設利用率	↑	-	56.4%
	④ 水洗化率	↑	97.0%	91.5%
(3) 老朽化の状況	① 有形固定資産 減価償却率	↓	15.3%	14.8%
	② 管渠老朽化率	↓	0.0%	0.1%
	③ 管渠改善率	↑	0.1%	0.1%

※数値は令和3年度決算数値

(1) 経営の健全性

① 経常収支比率

経常費用が経常収益によって、どの程度賄われているかを示す指標です。篠栗町は、類似団体平均には及びませんが、単年度の黒字は確保できています。

② 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（各事業年度の営業活動の結果生じた欠損金が、多年度にわたって累積したもの）の割合を示す指標です。篠栗町に、累積欠損金はありません。

③ 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を表すもので、短期債務（1年以内に返済期日が到来する債務）に対する支払能力を示す指標です。篠栗町は、単年度での企業債償還額が、期末現金を上回るため低い比率となります。しかしながら、企業債償還に対して一般会計から応分の繰出金を受けているため、支払能力は確保されています。

④企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合を示す指標です。篠栗町は、類似団体平均より低い水準にあり、これまでの投資が営業収益に見合った規模に保たれています。

(2) 経営の効率性

① 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。篠栗町は、汚水処理に係る費用が使用料収入で賄われていなかったため、平成 29 年 4 月 1 日に料金改定を行いました。使用料改定後は、経費回収率が 100%となりました。

② 汚水処理原価

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要する費用です。篠栗町は、類似団体平均と比較して高い水準となっており、経費節減など経営努力を継続する必要があります。

③施設利用率

篠栗町に、汚水処理施設はありません。

④水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。篠栗町は、類似団体平均と比較して、水洗化が進んでいます。

(3) 老朽化の状況

① 有形資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。篠栗町は、平成 26 年度が地方公営企業法に基づく初めての決算であることから、減価償却累計額は徐々に増加傾向となっています。

③ 管渠老朽化率

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標です。篠栗町の下水道は平成 8 年度から供用開始しており、令和 4 年度現在、法定耐用年数を超えた老朽管はありません。

③管渠改善率

管渠の更新ペースや状況を示す指標です。篠栗町は、改善が必要な管渠がないため、更新工事等はありません。

(4) 総括

概ね財政状況は健全と言えます。しかしながら、企業債償還額は今後増加することが見込まれており、中長期の財政状況を視野に入れた経営を行う必要があります。

管渠の老朽化はしばらく発生しませんが、適切な維持管理を行うことで長寿命化を図るとともに、短期間に更新費用が過大にならないようアセットマネジメントを行う必要があります。

3. 将来の予測と課題

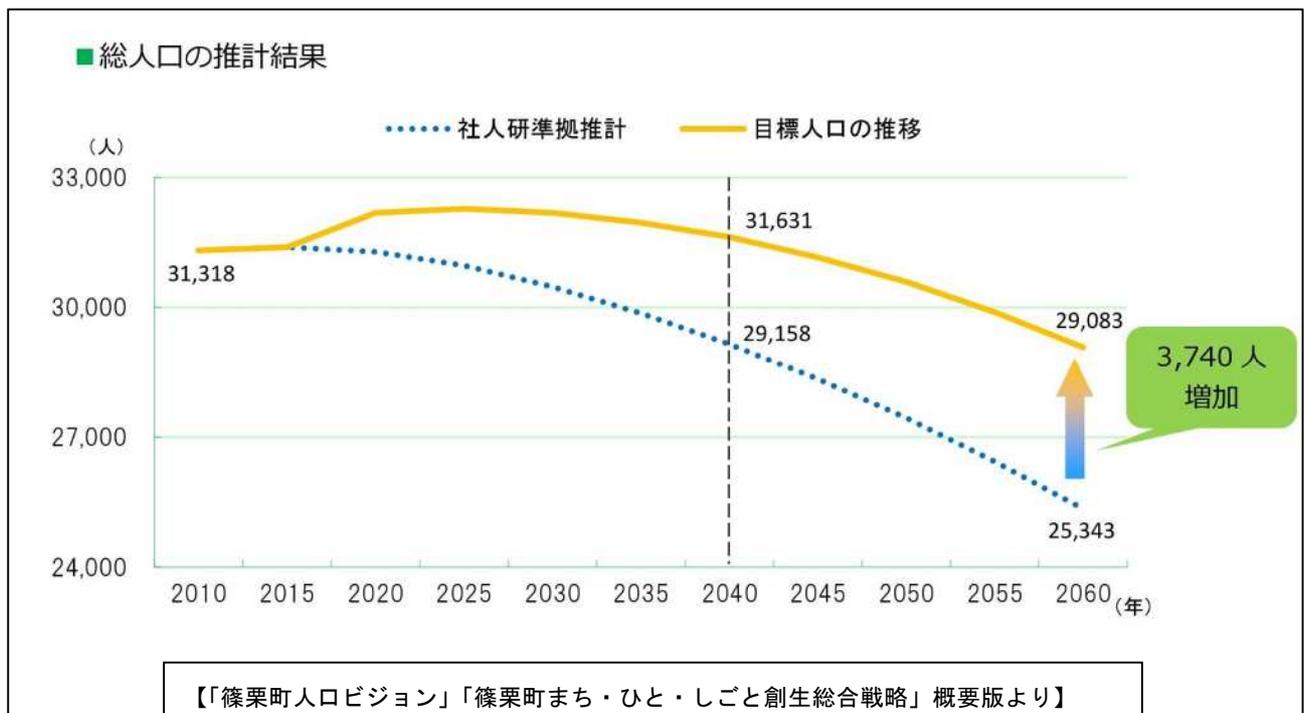
(1) 将来の予測と課題

①人口減少社会の進展

平成 27 年（2015 年）12 月に「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同時に、「篠栗町人口ビジョン」が策定されました。国立社会保障・人口問題研究所の準拠推計によると、2060 年の篠栗町の人口は 25,000 人程度と 2015 年と比べ約 6,000 人の減少となっています。

国や県、町が実施する施策による事業効果が着実に表れることにより、2060 年の将来人口は約 29,000 人と、減少を抑えることは出来ませんが、社会の流れとしての人口減少は免れない状況です。

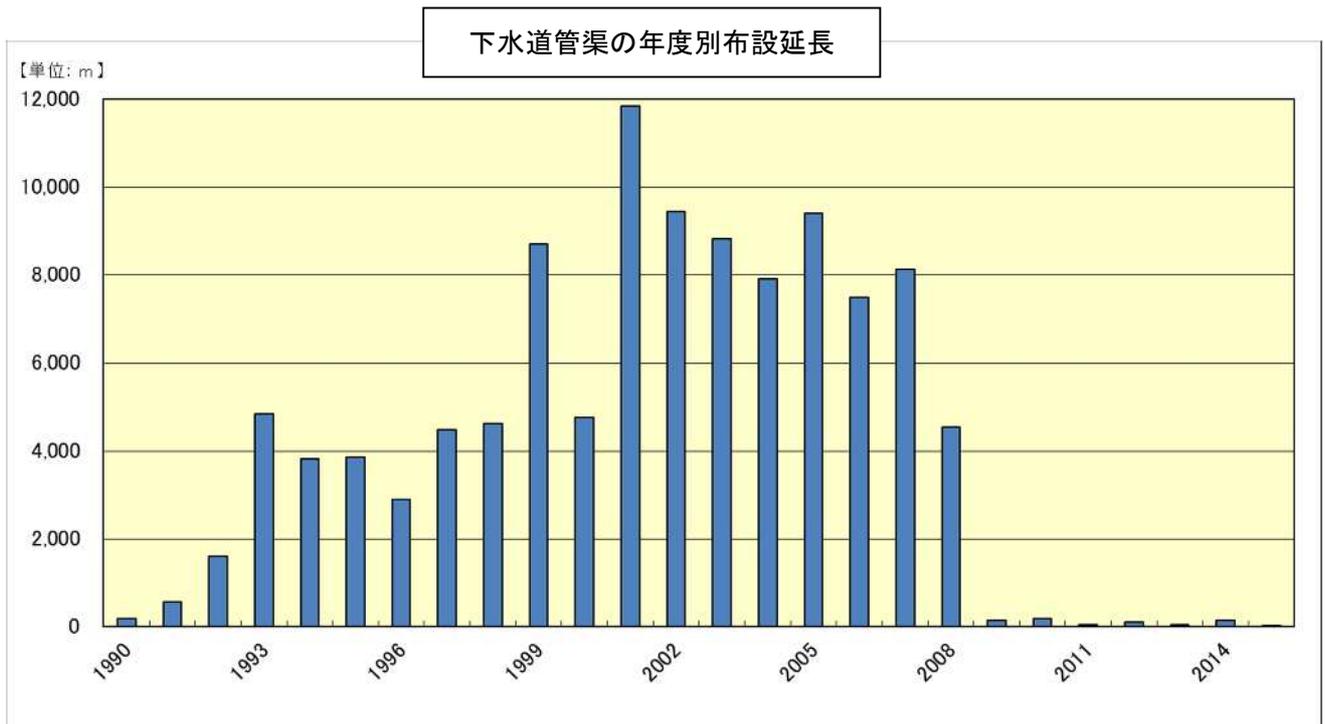
篠栗町は、下水道普及率・水洗化率ともに既に高い水準にあり、町の人口減少は、下水道使用料収入の減少に直結しますので、将来的には経営悪化を招く要因になると考えられます。



② 管渠の老朽化

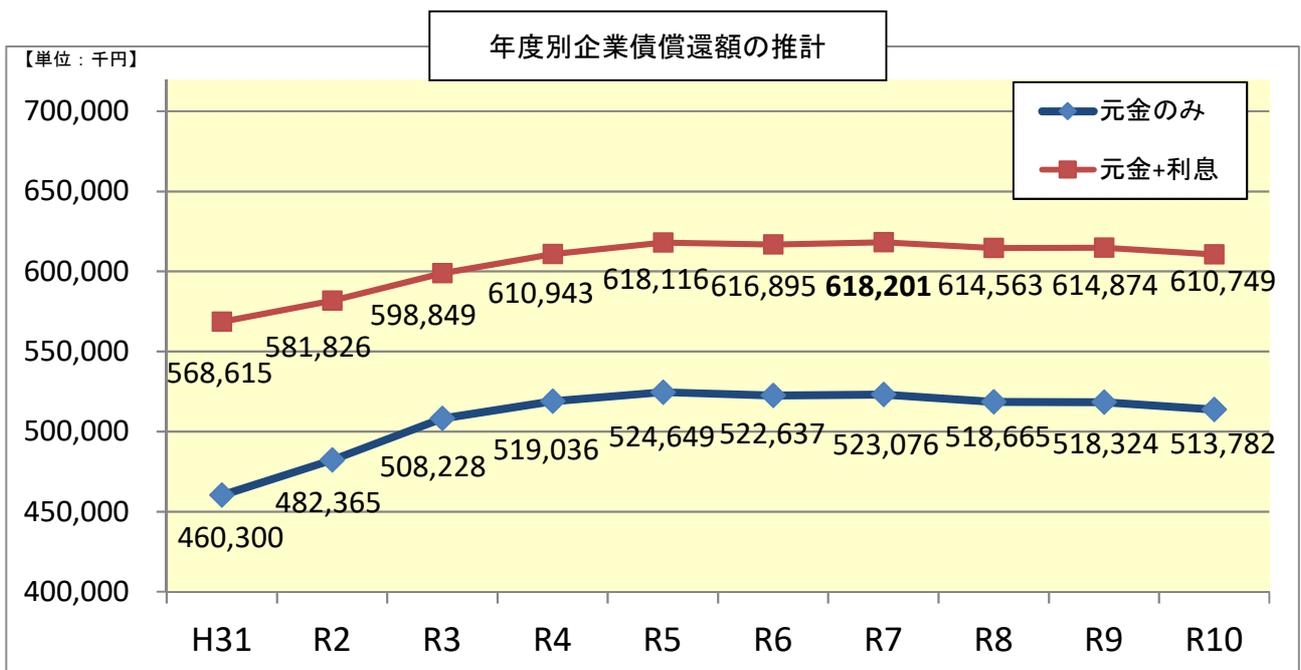
篠栗町の污水管の総延長は、令和 3 年度末時点で約 113km となっています。平成元年度（1989 年度）から整備されており、古い管は布設後 30 年を経過します。污水管の法定耐用年数は 50 年とされており、現在老朽化している管渠はありませんが、比較的短い期間で整備を行ってきたことから、老朽化による陥没等のリスクが、ある時期から急速に高まることが予測されます。

適切な補修作業により管渠の長寿命化を図るとともに、更新に係る費用の平準化についても検討する時期に差し掛かっています。



④ 企業債償還

篠栗町では、令和7年度に企業債の償還がピークを迎え、令和3年度決算との比較で、元利償還金で約2,000万円支出が増加します。償還のピークに備え、今のうちから現金の積み立て等を行っていく必要があります。



(2) 新たな変化要因

① 篠栗北地区産業団地の開発

篠栗北地区に産業団地が開発されるため、下水処理区域の拡大を行いました。それに伴い、管渠の延伸に関する投資の他、下水道事業における基本計画となる事業計画の変更を行うための委託等の支出が増加しました。令和5年度に3つの施設の稼働開始、グランドオープンを予定しています。そのため令和5年度以降、下水道使用料の増収、排水にかかる流域下水道維持管理負担金の増額を見込んでいます。投資等の費用増加分は、今後増加する下水道使用料で賄うこととなります。



② 浸水（内水）被害対策の実施

近年は、河川等の氾濫だけでなく、想定外の降雨量により、内水（住宅地等から公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水）の被害が増加しており、平成27年改正の下水道法においても、浸水被害対策制度の創設が行われました。

篠栗町においては、雨水計画については下水道事業で定め、整備や改修については都市整備課で行ってきました。平成29年度からは、整備や改修工事についても下水道事業で行うように業務分担の見直しを行い、平成29年度から令和2年度までの4年間で津波黒地区と尾仲地区で雨水幹線改良工事を行いました。



第3章 経営の基本方針

1. 経営理念

篠栗町下水道事業は、町の健全な発達と公衆衛生の向上に貢献し、公共用水域の水質の保全に尽力します。

2. 基本方針

(1) 常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進します。

公営企業として経営基盤の強化に努めることで、事業の持続性を担保しつつ、汚水処理の普及促進や水環境の保全に努めることで、公共の福祉を増進します。

(2) 住民が安心して快適に暮らせるまちを実現するため生活基盤の推進に寄与します。

住民が安心して快適に暮らせるまちを実現するために下水道はなくてはならない施設です。近年、特に懸念されている浸水被害に対応できるよう、下水道事業としても方針の検討を行います。

また、現在、老朽化している管渠はありませんが、将来を見越して下水道ストックの適正管理に努めるとともに、施設の効率的な改築、更新を行います。

基本方針	将来目標	施策
(1) 常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進します。	①経営基盤の強化	定期的な使用料見直しによる収入の確保
	②水環境の保全	汚水処理の推進・啓発
(2) 住民が安心して快適に暮らせるまちを実現するため生活基盤の推進に寄与します。	①浸水に強い下水道	雨水整備の方針検討
	②下水道資産の適正管理	施設の効率的な改築・更新

3. 将来目標

(1) 経営基盤の強化

(令和8年度) 下水道使用料改定の検証・見直し

平成29年度に実施した下水道使用料の改定により、収支状況が改善しました。引き続き、現在の使用料体系の検証を行い、令和8年度に下水道使用料改定の必要性を判断します。

今後も、そのときどきの財政状況に応じて適切な料金体系となるよう検証、見直しを行い、収入の確保に努めます。

(2) 水環境の保全

(平成27年度) 水洗化率 96.1% → (令和8年度) 水洗化率 97.0%

篠栗町の水洗化率は、類似団体と比較して高い水準にあり、令和3年度末時点で水洗化率 97.0%となりました。引き続き下水道のさらなる普及啓発に努め、水洗化率の向上を目指します。

(3) 浸水に強い下水道

(令和8年度) 内水ハザードマップの策定

洪水についてのページを設け、内水氾濫について記載をした町の内水ハザードマップを令和2年度に作成しましたが、雨水整備の方針を検討するための内水ハザードマップについては、町の防災担当の他、関係部署と連携し、令和8年度までの策定を目指します。

(4) 下水道資産の適正管理

(平成29年度～令和8年度) 管渠清掃 年間 10km

下水道管渠の機能を常に保持し、延命を図るために、年間 10km を目標に管渠の清掃を実施します。平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で累計 58km の清掃を実施しています。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）

前述の条件等に基づき作成した今後10年間の投資・財政計画（収支計画）は、次ページのとおりです。

【収益的収支】

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	435,764	442,011	462,093	462,172		
		(1) 料 金 収 入	435,611	441,980	462,072	462,072	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	153	31	21	100		
		2. 営 業 外 収 益	399,251	381,112	387,797	381,147	
		(1) 補 助 金	125,000	125,000	130,000	124,000	
	他 会 計 補 助 金 そ の 他 補 助 金	125,000	125,000	130,000	124,000		
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	274,215	256,071	257,756	257,106	
		(3) そ の 他	36	41	41	41	
	収 入 計 (C)	835,015	823,123	849,890	843,319		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	696,862	709,200	733,536	716,906	
			(1) 職 員 給 与 費	14,383	16,933	17,166	17,166
			基 本 給 与 費	9,077	9,177	9,528	9,528
		退 職 給 付 費 そ の 他	5,306	7,756	7,638	7,638	
(2) 経 費			271,467	279,352	301,121	285,754	
動 力 費							
修 繕 費		1,237	2,467	1,267	1,000		
材 料 費							
そ の 他		270,230	276,885	299,854	284,754		
(3) 減 価 償 却 費		411,012	412,915	415,249	413,986		
2. 営 業 外 費 用		92,802	94,998	96,649	97,258		
(1) 支 払 利 息		90,620	91,907	93,467	94,258		
(2) そ の 他		2,182	3,091	3,182	3,000		
支 出 計 (D)		789,664	804,198	830,185	814,164		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	45,351	18,925	19,705	29,155			
特 別 利 益 (F)	58,066	1	1	1			
特 別 損 失 (G)	92,990	91	455	455			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 34,924	△ 90	△ 454	△ 454			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	10,427	18,835	19,251	28,701			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	249,765	315,031	325,422	314,725			
うち 未 収 金	36,301	36,832	38,506	40,091			
流 動 負 債 (K)	571,343	582,386	589,606	587,593			
うち 建 設 改 良 費 分							
うち 一 時 借 入 金							
うち 未 払 金	40,115	40,349	41,955	41,955			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	435,764	442,011	462,093	462,172			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	435,764	442,011	462,093	462,172			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
485,628	485,608	485,608	485,608	485,678	485,628	485,608
485,578	485,578	485,578	485,578	485,578	485,578	485,578
50	30	30	30	100	50	30
381,147	379,147	382,147	388,147	393,147	404,147	403,147
124,000	122,000	125,000	131,000	136,000	147,000	146,000
124,000	122,000	125,000	131,000	136,000	147,000	146,000
257,106	257,106	257,106	257,106	257,106	257,106	257,106
41	41	41	41	41	41	41
866,775	864,755	867,755	873,755	878,825	889,775	888,755
716,906	726,975	733,064	733,064	733,064	733,064	733,064
17,166	17,166	17,166	17,166	17,166	17,166	17,166
9,528	9,528	9,528	9,528	9,528	9,528	9,528
7,638	7,638	7,638	7,638	7,638	7,638	7,638
285,754	295,823	301,912	301,912	301,912	301,912	301,912
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
284,754	294,823	300,912	300,912	300,912	300,912	300,912
413,986	413,986	413,986	413,986	413,986	413,986	413,986
98,135	98,898	99,550	99,967	100,009	99,591	99,369
95,135	95,898	96,550	96,967	97,009	96,591	96,369
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
815,041	825,873	832,614	833,031	833,073	832,655	832,433
51,734	38,882	35,141	40,724	45,752	57,120	56,322
1	1	1	1	1	1	1
455	455	455	455	455	455	455
△ 454	△ 454	△ 454	△ 454	△ 454	△ 454	△ 454
51,280	38,428	34,687	40,270	45,298	56,666	55,868
314,684	283,617	323,508	324,256	324,256	324,256	324,256
41,676	41,676	47,268	48,016	48,016	48,016	48,016
588,030	585,297	585,972	581,429	586,189	559,368	555,465
41,955	43,633	44,648	44,648	44,648	44,648	44,648
485,628	485,608	485,608	485,608	485,678	485,628	485,608
485,628	485,608	485,608	485,608	485,678	485,628	485,608

【資本的収支】

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	232,200	286,100	289,100	220,000	
		うち 資本費平準化債	160,000	200,300	195,400	145,000	
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金	130,000	130,000	125,000	129,000	
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国（都道府県）補助金					
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金					
		9. そ の 他	5,597	2,563	2,858	200	
		計 (A)	367,797	418,663	416,958	349,200	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	367,797	418,663	416,958	349,200		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	11,608	17,138	15,518	9,900
			うち 職員給与費				
			2. 企 業 債 償 還 金	508,228	519,037	524,651	522,638
			3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				
			4. 他 会 計 へ の 支 出 金				
			5. そ の 他	27,206	39,002	48,453	36,000
計 (D)	547,042	575,177	588,622	568,538			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		179,245	156,514	171,664	219,338		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	136,816	136,982	165,848	214,338	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	38,900				
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他	3,529	19,532	5,816	5,000	
		計 (F)	179,245	156,514	171,664	219,338	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		5,823,631	5,590,694	5,355,143	5,052,505		

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 支 分		125,000	125,000	130,000	123,000
	うち 基準内繰入金	125,000	125,000	130,000	123,000
	うち 基準外繰入金				
資 本 的 収 支 分		130,000	130,000	125,000	129,000
	うち 基準内繰入金	130,000	130,000	125,000	129,000
	うち 基準外繰入金				
合 計		255,000	255,000	255,000	252,000

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
215,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
140,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
130,000	132,000	129,000	123,000	118,000	105,000	99,000
200	200	200	200	200	200	200
345,200	342,200	339,200	333,200	328,200	315,200	309,200
345,200	342,200	339,200	333,200	328,200	315,200	309,200
9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
523,075	518,664	518,324	513,781	518,541	491,720	487,817
36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
568,975	564,564	564,224	559,681	564,441	537,620	533,717
223,775	222,364	225,024	226,481	236,241	222,420	224,517
218,775	211,806	161,880	161,880	161,880	161,880	161,880
	5,558	58,144	59,601	69,361	55,540	57,637
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
223,775	222,364	225,024	226,481	236,241	222,420	224,517
4,744,430	4,435,766	4,127,442	3,823,661	3,515,120	3,233,400	2,955,583

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
120,000	100,000	116,000	116,000	98,000	98,000	98,000
120,000	100,000	116,000	116,000	98,000	98,000	98,000
130,000	132,000	129,000	123,000	118,000	105,000	99,000
130,000	132,000	129,000	123,000	118,000	105,000	99,000
250,000	232,000	245,000	239,000	216,000	203,000	197,000

2. 投資・財政計画（収支計画）策定に当たっての説明

（1）投資について

平成 29 年度から令和元年度にかけて、篠栗北地区産業団地関連の工事を行いました。汚水本管の延長と雨水管の改修です。その他で、大きな投資計画については、計画期間内はありません。

（2）財源について

平成 29 年度の使用料改定により使用料収入は増加しました。また令和 5 年度以降、北地区産業団地の稼働に伴い、使用料収入の増加を見込んでいます。

一般会計繰出金については、総務省通知「公営企業への繰出金について」に定める基準で、公共の福祉の観点からも、汚水処理に関しての一部経費と、雨水排水に係る経費の全額は、一般会計からの負担で賄うことが原則とされています。今後も一般会計の財政状況等も勘案しながら、公平かつ適正な金額で負担金の繰り出しを受ける予定です。

企業債は単年度の支出を抑えるための借入資金です。下水道整備に関わる恩恵は現在の使用者の他、後年の使用者についても恩恵を受けることとなりますので、世代間で適切な費用負担となるよう今後も適切な範囲内で企業債の借入は行っていきます。

（3）投資以外の経費について

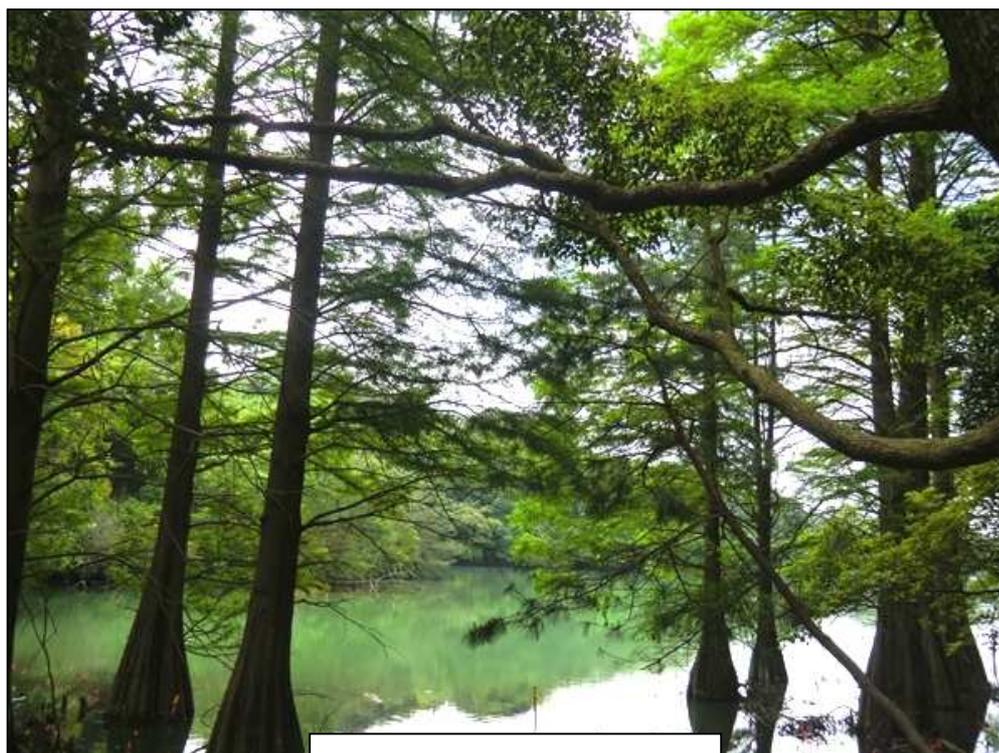
人件費については、平成 29 年度以降は、業務係 2 名、総務係 1 名を下水道事業で負担することとしています。令和 4 年度以降も同様としています。今後も、必要最低減の人員で、業務遂行をしていきます。

委託費の大きな支出は、電算システム関係の構築や、下水道事業における基本計画となる事業計画の拡大、延伸の費用が大きなものです。負担金については、北地区産業団地の稼働に伴い、予定排水量の増加を見込んだものとなっています。

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の進捗管理は、各年度末に行い、見直しは5年以内に行います。その場合の視点は、平成26年8月29日付け総務省公営企業3課室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の第3の4、下水道事業の項を基本とし、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定（Plan）—実施（Do）—検証（Check）—見直し（Action）」のサイクルを活用します。

また、下水道事業は公営企業でありますので、住民への説明責任があります。下水道使用料の算定根拠や事業の経営状況、経費削減等の経営努力等についての情報を公開して、事業の透明性を確保していきます。



水辺の風景（篠栗九大の森）